

《 チェックリスト 》

喫煙可能室設置施設の届出前に、次の項目に該当するか確認してください。

➤ 「既存特定飲食提供施設」の3つの要件を全て満たしていますか。

令和2年4月1日時点で営業している飲食店であること。

個人経営又は資本金5,000万円以下の会社が経営しているもの。

客席面積が100m²以下であること。

・「客席面積」とは、客に飲食させるために客に利用させる場所を指します。

店舗全体のうち、客席から明確に区分できる「厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員用スペース等を除いた部分」です。

➤ 既存特定飲食提供施設に該当することを証明する書類を保管していますか。

客席部分の床面積に係る資料（店舗図面など）

資本金の額又は出資の総額に係る資料（会社により営まれる場合）

令和 年 月 日

施設名称

届出者